

定期（特定）自主検査記録表の署名・捺印に関する Q&A

Q	A
<p>当社の業務規程には、記録表への検査者及び責任者の署名・捺印に関する記載がないが、捺印の省略は可能か。</p>	<p>社内の文書による取り決めにより、捺印を省略することができます。ただし、記録表の検査者氏名及び責任者名は署名(自筆)であることが必要です。</p>
<p>当社の業務規程には、記録表への検査者及び責任者の署名・捺印に関する記載がないが、今までどおり検査者及び責任者の署名・捺印した記録表を検査依頼者に交付したいと考えているがいかがか。</p>	<p>今までどおり検査者及び責任者が、それぞれ署名・捺印してください。ただし、すべての記録表に検査者及び責任者の署名・捺印を行うよう事業所内において統一した取扱いをお願いします。</p>
<p>現在使用している記録表には、㊟の表示があるが、その場合でも捺印しなくてよいか。</p>	<p>捺印省略のための要件に該当していれば、捺印は省略できます。</p>
<p>現在使用している記録表には、㊟の表示がないが、その場合でも捺印してもよいか。</p>	<p>捺印すると決めている事業所においては、捺印してください。 今後、順次各記録表を改訂し、㊟の表示を外して行きます。</p>